

取 扱 基 準

名 称	商店街環境整備事業補助金		
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■		
補助金の概要	消費者の利便性、快適性、安全性の向上や商店街の振興及び美化を図るため、商店街が共同施設の新設、改修、撤去を行う事業、又は新設、改修するにあたり事前の調査を行う事業の経費を補助する。		
目 標	数値化□ 非数値化■		
	商店街の共同施設の整備及び適切な維持管理の実施。 <目標が数値でない場合の評価方法> 補助金実績報告書等で、実施内容を総合的に判断し評価。		
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。		
補助対象経費の内容	商店街の共同施設（アーケード、街路灯、防犯カメラ等）の工事請負費、設備費、備品購入費、委託費、調査費。		
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助区分	補助率	補助限度額
	公共の利益に資する施設	2分の1以内	2億円
上記以外の施設	30%以内		
	<補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>		
開始時期	令和 8年 4月 1日		
評価の時期	令和10年 9月30日		
終 期	令和11年 3月31日		
	(終期が3年を超える場合の理由)		
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市の補助金を受けて実施している旨を表示。		
	〔媒体〕 補助事業者の予算書・決算書、会報等。		
担当部署	経済部 商業振興課 商業グループ 電 話 025-226-1633 (直通) e-mail shogyo@city.niigata.lg.jp		